

第5回
成瀬ダム建設事業の関係地方公共団体からなる検討の場

開催日：平成24年11月20日（火）

10：00～10：45

場 所：大仙市大曲地域職業訓練センター

「第5回 成瀬ダム建設事業の関係地方公共団体からなる検討の場」

1. 開会

【進行】 予定の時刻となりましたので、ただいまより第5回「成瀬ダム建設事業の関係地方公共団体からなる検討の場」を開催いたします。

本日の司会進行を務めさせていただきます東北地方整備局湯沢河川国道事務所河川担当副所長、土田でございます。

それでは、本日お手元に配付しております議事次第に沿って進めさせていただきます。どうぞよろしく申し上げます。

まず初めに、配付資料の確認をさせていただきます。お手元に議事次第、それから出席者名簿、席次表がございます。議事次第の裏面に配付資料の一覧がございます。資料の数が大変多くなっておりまして恐縮でございますけれども、資料1から資料6までと、資料7はブルーの紙ファイルで綴った「成瀬ダム建設事業の検証に係る検討報告書（原案）案」でございます。それから、参考資料1から参考資料5までを配付しております。もし資料の不足等ございましたら、お気づきのときで結構でございますので、事務局までお申し出いただくようお願いいたします。

本日の検討の場でございますけれども、参考資料1の規約、それから参考資料2の公開方法により進めてまいります。

傍聴されている皆様、それから報道機関の皆様へお願いでございます。参考資料2に傍聴に際しての留意事項及び報道の方への注意事項を記載しております。記載の点につきましてご協力をお願いいたします。

また、開会の挨拶の後、議事次第2以降につきましては、後ろに並んでおります事務局の席より前に動かれての写真、ビデオ撮影はご遠慮いただきますようお願い申し上げます。

それでは、初めに本日の出席者をご紹介します。

まず、関係地方公共団体の構成員であります秋田県、佐竹敬久知事の代理で石黒互建設部次長です。

【石黒秋田県建設部次長（佐竹秋田県知事代理）】 石黒です。よろしく申し上げます。

【進行】 湯沢市、齊藤光喜市長の代理で藤谷一建設部長です。

【藤谷湯沢市建設部長（齊藤湯沢市長代理）】 よろしくお願ひします。

【進行】 横手市、五十嵐忠悦市長の代理で佐々木隆建設部次長です。

【佐々木横手市建設部次長（五十嵐横手市長代理）】 よろしくお願ひします。

【進行】 大仙市、栗林次美市長の代理で田口隆志建設部長です。

【田口大仙市建設部長（栗林大仙市長代理）】 よろしくお願ひします。

【進行】 羽後町、大江尚征町長の代理で佐藤孝治副町長です。

【佐藤羽後町副町長（大江羽後町長代理）】 よろしくお願ひいたします。

【進行】 東成瀬村、佐々木哲男村長の代理で谷藤眞吾副村長です。

【谷藤東成瀬村副村長（佐々木東成瀬村長代理）】 よろしくお願ひします。

【進行】 なお、秋田市、穂積志市長は欠席となっております。

次に、検討主体であります東北地方整備局の工藤河川部長です。

【工藤河川部長】 よろしくお願ひいたします。

【進行】 秋田河川国道事務所、瀬戸下所長です。

【瀬戸下秋田河川国道事務所長】 よろしくお願ひいたします。

【進行】 湯沢河川国道事務所、平野所長です。

【平野湯沢河川国道事務所長】 よろしくお願ひします。

【進行】 それでは、検討主体である東北地方整備局、工藤河川部長よりご挨拶を申し上げます。

【工藤河川部長】 皆さん、おはようございます。東北地方整備局河川部長の工藤でございます。本日は、お忙しい中、「成瀬ダム建設事業の関係地方公共団体からなる検討の場」にご出席いただきまして、誠にありがとうございます。また、日頃より国土交通行政に多大なるご理解、ご協力を賜っているところでございまして、この場をおかりいたしまして改めて御礼を申し上げます。

さて、前回の「第4回検討の場」におきまして、総合的な評価のご議論をいただき、取りまとめたところでございます。その後、その総合的な評価、また今まで検討の場でご意見をいただきました検討内容を報告書（素案）ということで取りまとめまして、公表したところでございます。これまでにこの報告書（素案）につきまして学識経験を有する者及び関係住民からの意見聴取を進めてまいったところでございます。「学識経験を有する者からの意見を聴く場」におきましては、秋田市長、大仙市長、東成瀬村長さんからもご意見をいただいたところでございます。また、「関係住民から意見を聴く場」におきましては大仙市、横手市、東成瀬村の関係者の皆様方に会場設営等につきましてご協力をいただいたところでございます。この場をおかりいたしまして、改めて御礼を申し上げます。

本日の検討の場では、こうした意見聴取でいただきましたご意見と検討主体である東北地方整備局の考え方をお示しさせていただき、「成瀬ダム建設事業の対応方針（原案）」を説明させていただくところでございます。

皆様方におかれましては、ぜひ忌憚のないご意見を賜りますことをお願い申し上げます。簡単ではございますけれども、挨拶とさせていただきます。本日は、よろしくお願ひいたします。

【進行】 ありがとうございます。

2. 検証に係る検討の進め方について
3. 学識経験を有する者及び関係住民からの意見を聴く場等の概要について
4. 学識経験を有する者及び関係住民等から頂いたご意見に対する検討主体の考え方について

【進行】 それでは、議事を進めさせていただきます。

議事次第をご覧くださいまして、議事次第の7番に「討議」というのがございますけれども、適宜区切りを入れさせていただいて質疑あるいは討議の時間を設けさせていただきたいと思っております。

では、議事次第の2番「検証に係る検討の進め方について」と次第の3番「学識経験を有する者及び関係住民からの意見を聴く場等の概要について」、次第の4番「学識経験を有する者及び関係住民等から頂いたご意見に対する検討主体の考え方について」、あわせて事務局から説明をお願いします。

【岩崎水災害予報企画官】 それでは、説明させていただきます。事務局の東北地方整備局河川部岩崎と申します。よろしくお願いいたします。

まず初めに、今回の検討の場で検証に係る検討の進め方というところと、本日も説明する内容について説明をさせていただきます。資料1をご覧ください。おめくりいただきまして、1ページ目にいつもご説明をしているフロー図がございます。前回までの検討の場におきましては、青い枠囲みをさせていただいておりますが、検証対象ダムの総合的な評価というところまで検討を進めさせていただいていました。その後、これまでの検証に係る検討を踏まえました「成瀬ダム建設事業の検証に係る検討報告書（素案）」というものを作成しておりまして、その内容につきましてこの資料の右側の赤枠のところ、③「学識経験を有する者及び関係住民への意見聴取」を行ってまいりましたので、まず本日はその結果についてご報告させていただきます。

また、報告書（素案）につきまして、それらの意見聴取を行った結果を踏まえたものとして、報告書（原案）案というものを作成しております。そちらの説明も本日もさせていただきたいと思っております。

なお、この報告書（素案）というものにつきましては、先ほど河川部長のご挨拶にもありましたが、「第4回検討の場」までの検討内容を取りまとめたものとなっております。

本日配付しております資料7で冊子としたものを配付しております。こちらが（原案）の案になりますが、こちらの修正等が入る前のバージョンというふうにご理解をいただければと思っております。

資料1の説明につきましては、以上でございます。

引き続きまして、議事の3番目、「意見聴取の概要等」についてご説明申し上げます。資料2をご覧ください。まず、1ページ目が学識経験者からの意見聴取の概要になってございます。意見聴取の対象といたしましては、先ほど申しました報告書（素案）ということで、意見を聴いた方々につきましては表が掲載されてございますが、こちらに挙げさせていただいた方々から意見を聴取させていただいております。意見聴取日といたしましては、10月30日に「学識経験を有する者から意見を聴く場」というのを開催させていただきまして、一般、マスコミ等に公開で先生方にご意見をいただくということで進めてきました。なお、欠席と書いてある方が木村先生、佐藤先生、穂積市長と3者おられましたけれども、こちらにつきましては書面において意見をいただいております。

おめくりいただきまして、2ページ目、関係住民からの意見聴取ということでございますが、方向としては2つございます。2ページ目が「関係住民からの意見を聴く場」というのを開催してございます。こちらも報告書（素案）について意見を聞いてございまして、対象者としては雄物川流域市町村に在住の方々から、3)のところに挙げてあるとおり3日にかけて3会場において、こちらも一般、マスコミ等に公開をして意見を聴くということで進めてございます。発表者としましては、合計9名の方々からご意見をいただいたところでございます。

そして、3ページ目になりますが、こちら「電子メール等を活用した意見募集」ということで、こちらも一般の方々から電子メール等で広く意見を募集したものになってございます。期間といたしましては、10月5日から11月2日の約1カ月、意見の提出方法としましては郵送、ファクス、電子メール等で募集をしてございます。こちらは、意見提出者としては23名、個人21名、団体2ということで、23の方々からご意見をいただいております。

概要については以上となっております。

引き続きまして、意見聴取の内容についてご説明をさせていただきたいと思っております。資料3をごらんください。報告書（素案）につきまして、学識者の方からいただいた意見につきまして取りまとめております。

おめくりいただきまして、1 ページ目でございます。こちらにつきましては、学識者の方々と事務局においてご意見の論点をまとめまして、検討主体としての考え方を記載してございます。左側に学識経験を有する者の主なコメントでございます。右側に考え方ということでまとめてございます。

まず、1 ページ目には、秋田大学のそれぞれ井上先生、小笠原先生、木村先生からのご意見ということで記載してございます。内容につきましては、お三方の先生方からは環境に関するご意見をいただいているところでございます。環境につきましては、総合的な評価軸の中で環境について評価をしてございますので、そういったことについて検討主体の考え方として回答しているところでございます。

2 ページ目をおめくりいただきますと、こちらは大仙市の栗林市長からのご意見ということで記載させていただいております。内容につきましては、遊水地に関しまして大仙市管内で仮に遊水地といったものがダムの代替案として出てきた場合には、とても対応、対策というのは不可能ではないかということでご意見をいただきました。検討主体の考え方といたしましては、「遊水地案」というのも検討してございますが、総合的な評価等で「成瀬ダム案」のほうが有利であるという結果になっている、という回答を記載してございます。

3 ページ目のほうに移りまして、上の段が東成瀬村の佐々木村長からのご意見でございます。こちらにつきましてもやはり遊水地に関するご意見がありまして、こちらにつきましても適当なものをつくるのは大変なことになるのではないかとということで、消極的なご意見というのをいただいております。

その下になります。秋田県立大学の佐藤先生からも、やはりこちらも自然などへの影響を考慮すべきというご意見で、自然環境等への懸念というか、そちらについて配慮すべきだというご意見をいただいているところでございます。

おめくりいただきまして、4 ページ目になります。秋田淡水魚研究会の杉山先生からも、やはり環境ということでご指摘をいただいております。こちらにつきましては一番上のポツのところになりますが、現段階では予想されない部分もかなりあると思うと、そのような対応が可能か、あるいはそういった時どのような対応をするかということが大事だというご指摘をいただいております。こちらにつきましては検討主体の考え方といたしましては、現在も魚類、生物等について調査をしていること。また、水質等につきましても調査を進めているという点、加えまして今後もモニタリング調査により現状把握を行い、必要

に応じ適切な対応を図られるよう努めるということで、継続してモニタリング等をして変化とか今後予測できないようなものが発生すれば、そういったものにも対応できるように準備をしておくということで回答を記載させていただいております。

5 ページ目、秋田工業高等専門学校の前田先生のご意見といたしまして、1 ポツ目のところでございますが、流域に住む住民にとって水は絶対に必要なものであると。その水源である河川等は常に変動しているので、その変動の平準化装置としてダムのような施設というのは基本的に必要な施設であると認識をしているという意見と、あとは3つ目のところに、水を貯めるとどうしても汚れるという問題が出てくると。報告書（素案）に書いてあるとおり3つの観点があり、水温の変化、濁りが増える、あと富栄養化するということの3点のご指摘をいただいておりますが、前田先生からは、そのご意見の中では検討している内容で対応できる範囲ではないか、ということでご意見をいただいているところでございます。

6 ページ目に移っていただきまして、まず秋田市の徳積市長からのご意見ということで、治水や利水などの多様な調整機能を持つ「成瀬ダム案」を最も有利であるとしていることから、妥当なものであると考えている、というご意見をいただきました。

次に、秋田大学の松富先生からのご意見でございます。ご意見の上から3つ目のところでございます。雄物川の場合は、上流域から下流域まで全川にわたって問題がある状況であると。コストという面で議論していくと、最上流域にある程度大きな対応をして沿川で対応する、そういうふうな集中的な対応というのがコスト的には効率的で少なくなることが想像できると。今回のこの検討は、コスト面で見れば成瀬ダムと河道改修案が安くなるというのは妥当な結果ということでご意見をいただいているところでございます。

また、7 ページ目につきまして、引き続き松富先生でございますが、同じく一番下の3つ目のところのご意見でございます。こちらやはりダムでせき止めるということから、海に流れ出す砂が少なくなるということも考えられると。やっぱり定量的に議論するとすれば、しっかりとした観測データが必要と考えているというご指摘がございましたので、右側の検討主体の考え方として、一番下のところでございますが、こちら継続して定期横断測量等により現状把握を行い、必要に応じ適切な対応を図れるよう努めるということで、引き続き現状把握を行って対応できる対策を整えていくという回答を記載しているところでございます。

以上が学識経験を有する者からいただいた意見と、それに対する検討主体の考え方とい

うことになってございます。

学識経験を有する者からのご意見というところにつきましては、「学識経験を有する者からの意見を聴く場」ということの議事録につきまして、参考資料3のほうに議事録全文を記載しておりますので、そちらもご参考にご覧いただければと思っております。

引き続きまして、資料4のほうをご覧ください。こちらが「関係住民から意見を聴く場」として、流域の3会場で開催をした公聴会形式の意見聴取につきまして、関係住民の方々9名からいただいた意見を論点ごとにまとめ、検討主体の考え方を回答したものになります。こちらにつきましても公聴会でご発言をいただいた発言録につきまして、その全文を参考資料4として付けてございますので、そちらもあわせてご覧いただければと思います。

まず、1ページ目をご覧くださいと、こちらはⅠ. 検証の進め方等についてのご意見ということで整理をしております。この検討の場でありますとか、意見聴取の進め方等についてご意見をいただいておりますが、検討主体の考え方としましては定められた規定に従って実施をしているということをご説明しております。

2ページ目に移りまして、こちらはⅡ. ダムに対する賛否に関するご意見ということで整理をしております。ダムはそもそも不要であるといった意見や、あとは活断層を考慮すべきというようなご意見がありました。

続きまして、3ページ目に移りますと、こちらはⅢ. 治水対策案に関するご意見ということで整理をしております。ここでは、一番下から2番目のところの意見などで、中流部の洪水常襲地帯の対策を急ぐべきということがご意見としてありました。これらにつきましては、今後も中流部の対策というものは引き続き計画的に実施をしていく考えであるということをご回答として記載しております。

4ページも治水対策案に関するご意見でございます。

5ページ目に移りまして、こちらがⅣ. 利水対策案に関するご意見ということになってございます。こちらにつきましては、人口減少の中で水需要も減るのではないかというご意見とか、あと水の無駄遣いがあるので、それを無くすことによって水を確保していくべきではないかというふうなご意見をいただいております。

そして、6ページに移りまして、こちらはⅤ. 環境に関するご意見ということでまとめてございます。環境や自然への影響を懸念するご意見がございました。また、下から2つ目、3つ目のところで、赤滝に関するご意見として、赤滝は自然遺産としてぜひとも残すべきだというご意見がございました。赤滝につきましては評価の中では資料により保存する必

要があるという記載にしてございましたが、加えましてその具体化に当たりましては関係住民等とよく調整しながら対応するという事を回答として記載をさせていただいているところでございます。

以上が「関係住民の意見を聴く場」でいただいたご意見と検討主体の考え方になります。

続きまして、資料5をご覧ください。こちらにつきましては、一般の方々から電子メールやファクス等でいただいた意見ということで取りまとめてございます。こちらも同様に意見の論点ごとに整理をしております。なお、こちらにつきましても実際にいただいたファクスや電子メール等の写しに関しまして、氏名などの個人情報隠した形で参考資料4のほうに、こちらもいただいたものそのものを付けてございますので、参考にこちらもあわせてご覧いただければと思っております。

まず、1ページ目につきましては、こちらもⅠ. 検証の進め方等についてのご意見を整理しております。一番上のところでは、検討主体はダムの事業を進める東北地方整備局ではなくて、第三者で行われるべき、というようなご意見をいただいております。

また、2ページ目、こちらにつきましてはⅡ. ダムに対する賛否に関するご意見ということで整理をしております。

そして、3ページ目から5ページ目に関しましては、Ⅲ. 治水対策案に関するご意見ということで整理をしております。治水対策のためには、ダムが有効ではないかというご意見と、また一方でダム以外の遊水地や堤防整備等を求めるご意見ということがございました。

6ページから8ページまでがⅣ. 利水対策案に関するご意見ということでいただいております。こちらにつきましては、今年の渇水で水不足という問題が生じたという意見と、一方で水不足は今年も問題無かったというような両方のご意見をいただいております。また、成瀬ダム以外の対策案につきまして、皆瀬ダムの運用を改める案を進めるべきだという意見であるとか、あとは一方で地下水取水の不確定さを懸念する意見というのもいただいております。

そして、9ページから11ページにはⅤ. その他のご意見といたしまして、環境の観点、また耐震設計を見直すべきという意見、また受益者負担金に関するご意見などもいただいております。こちらにつきましても検討主体の考え方として取りまとめてございますので、ご覧いただければと思っております。

なお、こちらにつきましては別途配付してございます資料7、「報告書（原案）案」の

ほうの6の26ページ以降に取りまとめたものを抜粋したような形の資料となっております。

以上、全ての意見ということでご紹介はできておりませんが、主なものということでご紹介させていただきました。以上でございます。

【進行】 ありがとうございます。ただいまの事務局からの説明について、資料につきましては資料1「検証に係る検討の進め方について」、資料2「学識経験を有する者及び関係住民からの意見を聴く場等の概要」、資料3「学識経験を有する者のご意見と検討主体の考え方」、資料4「関係住民からの意見を聴く場で頂いたご意見と検討主体の考え方」、資料5「電子メール等で寄せられたご意見と検討主体の考え方」でございますが、ご質問、ご意見をいただきたいと思っております。何かご不明な点、お気づきの点等でも結構でございますので、よろしく申し上げます。何かございますでしょうか。

「なし」の声

【進行】 よろしいでしょうか。また後からでも、もし何かありましたら、討議の時間もございます。後で結構でございますので、またお願いしたいと思います。

5. 対応方針（原案）について

6. 成瀬ダム建設事業の検証に係る検討報告書（原案）案について

【進行】 それでは、議事を進めさせていただきます。議事次第の5「対応方針（原案）について」、それから議事次第の6「成瀬ダム建設事業の検証に係る検討報告書（原案）案について」、事務局から説明をお願いします。

【岩崎水災害予報企画官】 それでは、まず議事5「対応方針（原案）」につきまして、資料6のほうで説明をさせていただきます。

こちらにつきましても、本日配付しています資料7「報告書（原案）案」の7の1ページからの抜粋した資料というふうにご理解をいただければと思っております。

まず、おめくりいただきまして、1ページ目の1つ目の丸、検証対象ダムの総合的な評

価というところでございます。こちらにつきましては、前回の「第4回検討の場」でお示した内容となっております。『治水、新規利水並びに流水の正常な機能の維持について目的別の総合評価を行った結果、最も有利な案は「成瀬ダム案」となり、全ての目的別の総合評価の結果が一致した。よって、総合的な評価において最も有利な案は「成瀬ダム案」とであると評価した』ということにしております。

その次の2つ目の丸がパブリックコメント、関係住民及び学識経験を有する者等からのご意見ということにしております。パブリックコメントに関しましては、総合的な評価を行う前に実施をしております。そのほか関係住民及び学識経験を有する者からの意見聴取につきましては、先ほど申し上げました総合的な評価をした後、報告書（素案）というものを作成いたしまして、意見聴取をしております。これらのご意見を踏まえまして、本日配付をしております「報告書（原案）案」というものを策定しております。

3つ目の丸、関係地方公共団体の長からのご意見というところでございます。あと、4つ目、関係利水者からのご意見というもの、この3つ目と4つ目の丸でございますが、ダム検証の実施要領細目に基づきまして「対応方針（原案）」、「報告書（原案）案」につきまして（河川法第16条の2等に準じて関係地方公共団体の長及び関係利水者の意見を聴く）というふうに定められておりますので、今後いただいたご意見について記載をするような形を考えてございます。関係地方公共団体の長というのは、本日まで出席をいただいている自治体の方々のほか、仙北市、美郷町に対しまして。また関係利水者という観点ではかんがいは東北農政局、水道では、大仙市、横手市、湯沢市、さらに発電に関しては秋田県のほうに対してお意見を聴くということにしております。検討の場を含め、何度も皆様にはご意見をいただいているところでございます。また、現在本日の検討の場と並行して意見聴取のほうも進めさせていただいておりますが、いま一度ご意見を改めていただくということをご協力のほうをお願いしたいと思っております。

2ページ目に移りまして、引き続き「対応方針（原案）」の説明になりますが、2ページ目の一番上、事業の投資効果ということで、費用対効果分析をしております。B/Cを算出しております。全体事業では1.3、残事業では1.4と、事業の投資効果につきまして確認をしているところでございます。

2つ目の丸のところ、関係地方公共団体及び関係利水者の意見をいただいたものを「報告書（原案）」、「対応方針（原案）」に付けまして、東北地方整備局の事業評価監視委員会の審議にかける予定としてございます。その結果についてここに記載をする予定とし

てございます。

そして最後、3つ目の丸でございます「対応方針（原案）」をここに記載してございます。この「対応方針（原案）」を定めるに当たっては、総合的な評価としまして、一番最初に触れました最も有利な案は「成瀬ダム案」であると結論づけたことに対して、先ほどご説明をしたとおり関係住民及び学識経験者の方々からさまざまな意見をいただきました。これについて、治水の観点からは治水対策は必要であるといったご意見に加え、成瀬ダムについて治水効果は期待できないというようなご意見もいただきました。これらにつきましては、雄物川水系河川整備計画（素案）の目標を達成するための治水対策案を複数案評価した結果、コスト等について重きを置いて評価をした結果、「成瀬ダム案」が最も有利であるというふうに我々として評価をしているという点、また利水の観点からはかんがい用水、水道用水ともに需要は伸びないという意見がある一方で、安定した水量の確保が必要であるという意見をいただいております。これらにつきまして、利水参画者が必要とした水量を確保するために、利水対策案を複数案、コスト等について評価をした結果、こちらも「成瀬ダム案」が有利であるというふうに評価をしているという点、さらにはその他の観点として、特に環境に関しましてさまざまなご意見をいただいております。現時点で予測困難なものへの対応に関して今後どうしていくのかというご意見もありましたので、これらにつきましてはモニタリング調査等により現状把握を行い、必要に応じ適切な対応を図るよう努めていくというように評価をしていることから、それらの意見等も踏まえまして、資料に記載されてあるような「対応方針（原案）」として記載してございます。『「ダム事業の検証に係る検討に関する再評価実施要領細目」に基づき、検証に係る検討を行った結果、成瀬ダム建設事業は「継続」することが妥当であると考えられる』ということで「対応方針（原案）」について記載してございます。

今後こちらにつきまして、先ほど申しあげました関係地方公共団体及び関係利水者、さらには事業評価監視委員会からこの「対応方針（原案）」につきましてご意見をいただいた上で、その後本省に提出をしていくという流れになってございます。

以上で「対応方針（原案）」についてのご説明ということになってございまして、議事の6番「成瀬ダム建設事業の検証に係る検討報告書（原案）案について」ということに移らせていただきます。

資料7として、別途冊子を配付してございます。こちらをご覧くださいと思います。繰り返しになりますけれども、学識者及び関係住民からの意見聴取につきましては、「報

報告書（素案）」というもので実施をしてございます。それらのご意見を踏まえて、本日「報告書（原案）案」について配付してございます。「報告書（素案）」からの変更点につきましては、本日ご説明した意見聴取の結果を掲載するとともに、あとは少し誤字脱字や落丁等のミスも見つかりましたので、それらを修正したものとなっております。

（素案）から（原案）の案への追加や修正箇所につきましては、後ほど、この（原案）の案を整備局等のホームページに掲載する際に、一緒に掲載をする予定としてございます。

そして、「報告書（原案）案」のほうをおめくりいただきますと、ちょっと分厚いのですが、目次でまず構成についてちょっとご説明をさせていただきたいと思っております。1 ページ目、表紙をめくりますと目次がございます。第1章の1番のところでは、この検討の場の第1回でご議論いただいた検討の手順等を掲載してございます。2番、第2章及び第3章のところでは、この検討の場の第2回でご議論いただいた流域の概要及び流域河川の概要、また検証対象ダムの概要、成瀬ダムの概要というものをまとめております。また、第4章と、4ポツ目のところでは、「第3回検討の場」における事業等の点検及び目的別の複数の対策案の立案、概略評価による抽出、また前回、「第4回検討の場」でご議論いただいた評価軸ごとの評価を目的別に整理をしております、目的別総合評価及び総合的な評価につきまして第4章の最後のところ、目次だと3ページ目にわたりますが、4の6、4の7というところで総合的な評価について掲載してございます。

なお、4章の一番最初のところで事業等の点検というものがございます。こちらにつきましては、その中でこの検証に使う雨量及び流量のデータというものの点検も実施をしてございまして、報告書上はホームページに掲載をするということで記載をしてございまして、先日東北地方整備局のホームページ等で掲載をしているところがございます。本日もその概要部分のところについては、参考資料5ということで配付をしてございますので、あわせてご確認をいただければと思っております。

そして、報告書の目次の構成のほうに戻っていただきまして、第5章以降は今回ご説明をした内容となっております、第5章が費用対効果のB/Cの話、第6章、関係者の意見等のところには各種意見聴取の結果について掲載してございます。そして、最後の第7章のところでは「対応方針（原案）」ということで、先ほどご説明をしたことが記載されてございます。

報告書の中身につきましては、少し内容も膨大になりますので、こちらにつきましては、今回は説明を割愛させていただきますので、適宜、ご覧いただければと思っております。

議事の5と6の説明は以上となります。

【進行】 ありがとうございます。それでは、議事次第の5及び次第6につきまして、あわせて質疑をお願いしたいと思います。

ただいまの事務局からの説明、資料で申し上げますと、資料6「対応方針（原案）について」、資料7「成瀬ダム建設事業の検証に係る検討報告書（原案）案について」になります。ご質問、ご意見等ありましたらお願いいたします。何かございますでしょうか。

「なし」の声

7. 討議

【進行】 それでは、議事次第の7、討議に入らせていただきます。これまでの説明等全般につきまして質疑、討議をお願いしたいと思います。どなたからでも結構でございますので、お願いいたします。何かございますでしょうか。

それでは、こちらのほうからちょっと指名させていただきますので、ご発言等をお願いしたいと思います。

それでは、東成瀬村、谷藤副村長からご意見等お願いします。

【谷藤東成瀬村副村長（佐々木東成瀬村長代理）】 前回うちの村長のほうから検討の場で話したわけですが、今年の10月の初旬における台風による大雨で時間雨量60ミリ近い雨量が降ったわけです。ただそれが、継続雨量が約2時間ぐらいで済んだわけですが、やっぱりああいうことを考えると、多分東成瀬村で過去の既往最大で日雨量200ミリぐらいが最大なはずなのですけれども、そういうことを超えた、継続雨量が超すということで、もしダムができるとやっぱり非常に効果があったのではないかということで、たまたまもう少し連続雨量があると、もう少しひどい災害が起きたのではないかというふうな想定がされます。

そういう意味からして、村としてはやっぱり村の治水、下流に及ぼす影響等を考えればこのダム事業を積極的に進めていただきたいと。

また今年の渇水状況を見ると正常な河川の維持管理のためには一定量の水を常に確保し

ておかないとやっぱり生態系にも影響するのではないかというふうに、最近の異常気象を見て懸念しているわけで、どうか事業を進めていただくようお願いしたいというのが意見でございます。

【進行】 ありがとうございます。

それでは、羽後町、佐藤副町長のほうからご発言等お願いします。

【佐藤羽後町副町長（大江羽後町長代理）】 私のほうからは、やはりこの会議には私も数回出席しております。うちの町長も出席してお話ししておりますけれども、流水の適正な維持管理、私のほうは上流の奥のほうに入りますけれども、治水も含めてそうした地域の住民のそうした災害、あるいはもちろん農業用水も含めてですけれども、そうした不安解消を図るために国土交通省さんはいろんな意味から目的ごとに評価をし、そしていろんな関係団体、パブリックコメントですか、そういうものも含めていろんなご努力された結果、こうした素案ができたものというふうに理解しておりますので、私どもとしてはぜひこの成瀬ダムを一日も早く住民の不安解消のため、あるいは下流の飲み水の問題等も含めてぜひ早期に事業完成を図っていただきたいというふうに思います。

どうもありがとうございます。

【進行】 ありがとうございます。

それでは、秋田県、石黒建設部次長からご発言等お願いします。

【石黒秋田県建設部次長（佐竹秋田県知事代理）】 本来は、第5回目ということで委員の人が出られるのは今回で最後と。うちの佐竹知事も本当は非常にこの会に出ることを希望していたのですが、皮肉なことに本日、財務省と国土交通省に要望に上がっております。要望の内容が日沿道のミッシングリンク、遊佐一象瀧間の早期事業着手と、もう一つが成瀬ダムの早期完成ということでございます。

先ほど東成瀬の谷藤副村長からも話がございましたが、近年ゲリラ豪雨による洪水と渇水と非常に相反する自然現象が交互に起こっているということで、地元、県・自治体がそれに対しての対応に非常に苦慮しております。ですから、防災上の問題、あと水資源の問題、そういう点、さらにはダムそのものを資源として県の政策を遂行する上でも成瀬ダム

にしましては、スピード感を持ってできるだけ早い完成を望むというのが知事の意見でございますので、この場にご紹介しておきます。

以上です。

【進行】 ありがとうございます。

それでは、湯沢市、藤谷部長お願いします。

【藤谷湯沢市建設部長（齊藤湯沢市長代理）】 湯沢市は上流部に位置するわけですが、雄物川上中流部の沿川の住民の皆さんの安全、安心のため、ぜひダムの推進を図っていただきたいという思いです。

以上です。

【進行】 ありがとうございます。

それでは、大仙市、田口部長お願いします。

【田口大仙市建設部長（栗林大仙市長代理）】 うちのほうの市長はずっと市民の安全、安心のためということで、成瀬ダムの必要性を最初から訴えてきたのですけれども、我々も、先ほど話がありましたように、今年度の渇水の問題での飲料水の水源の問題とか、一昨年は洪水による浸水と、本当に直接雄物川の被害を実感しておるところでございます。

したがいまして、我々としましてもできるだけ早くダム本体に着手できるよう手続等のほうをできるだけ早く進めていただければ、というふうに感じているところでございます。

以上です。

【進行】 ありがとうございます。

横手市、佐々木建設部次長お願いします。

【佐々木横手市建設部次長（五十嵐横手市長代理）】 昨日市長との話をいたしました。これまで市長が申し上げたダム建設は、水の活かし方等につきましては、度々話をしておる結果と同じで、今回の報告書につきましては、異議はございません。というようなことでした。成瀬ダムが早く完成することをお願いしたいというふうな意見を預かってまいり

ました。

【進行】 ありがとうございます。

ほかにどなたかまたご意見等ございますでしょうか。

「なし」の声

【進行】 なければ、整備局から今までのご意見を踏まえて発言をお願いできればと思います。

【工藤河川部長】 大変貴重なご意見いただきまして、ありがとうございます。

本日の取りまとめといたしまして、本日提示させていただきました「対応方針（原案）」、また「報告書（原案）案」でございますけれども、これにつきましてご了承いただいたということ。また「報告書（原案）」並びに「対応方針（原案）」につきまして、「事業評価監視委員会」のほうに諮りたいというふうを考えているところでございますけれども、いかがでございましょうか。

「異議なし」の声

【進行】 ありがとうございます。

ほか何かございますでしょうか。

「なし」の声

【進行】 なければ、本日の議事次第7、討議を終了させていただきます。

8. 閉会

【進行】 それでは、最後に次第の8の閉会に入らせていただきます。

以上をもちまして、「第5回成瀬ダム建設事業の関係地方公共団体からなる検討の場」

を終了いたします。本日はまことにありがとうございました。